農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 1 項の規定により、次の土地に関する農用地利用集積等促進計画を令和 5 年 8 月 21 日に認可した。 令和 5 年 8 月 21 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

農用地利用集積等促進計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
令和 5 年度第 20 号-1	東牟婁郡古座川町潤野字滝ノ口 124 外 214 筆
令和 5 年度第 20 号-2	東牟婁郡古座川町潤野字十万 42 外 31 筆
令和 5 年度第 20 号-3	東牟婁郡古座川町潤野字滝ノ口 108 外 116 筆
令和 5 年度第 20 号-4	東牟婁郡古座川町潤野字朴ノ木 499 外 15 筆
令和 5 年度第 20 号-5	東牟婁郡古座川町潤野字十万38外9筆
令和 5 年度第 20 号-6	東牟婁郡古座川町潤野字ヲロシ 432 外 5 筆
令和 5 年度第 20 号-7	東牟婁郡古座川町潤野字杖尻 323 外 4 筆